

35	都市整備局	総合的なマンション対策の推進
事業概要	<p>分譲マンションは、戸建住宅とは異なり、建物の規模が大きく、構造も複雑であり、また、多くの区分所有者の共有財産である。そのため、維持管理や建替えに当たり、技術的な基礎知識が求められるとともに、区分所有者間の円滑な合意形成のルールが必要であり、居住者等の自助努力を支援する体制・仕組みづくりや意識の啓発が必要である。マンションの維持管理を、区分所有者等が主体的に実施できる環境を整え、また建替えの円滑化を図るため、区市と連携した総合的な相談、支援体制の整備に向けて取組みを行う。</p>	
これまでの経過	<p>東京都住宅政策審議会から「分譲マンションの良好な維持・管理のための施策について」（平成9年）、「分譲マンションの円滑な建替え及びファミリー世帯が定住できる供給のための施策について」（平成10年）、「東京における新たな住宅政策の展開について」（平成18年）と答申を得た後、関連団体との協議、区市との連携を図りながら施策を推進している。</p> <p>また、平成19年3月に策定した「東京都住宅マスタープラン」においては、「マンションの長寿命化と建替えの円滑化」を重点施策として位置づけている。</p> <p>なお、長寿命化と建替えの円滑化に向けた、法制度の見直しや普及・啓発について、平成19年度東京都重点事業、「10年後の東京」及び同実行プログラム2008に位置づけられている。</p>	
現在の進行状況	<p>（主な事業）</p> <p>セミナーの開催やガイドブック等による普及啓発 管理組合等の自主的な取組を支援するため、アドバイザーを派遣し、アドバイスや情報提供を行う。（実施機関：（財）東京都防災・建築まちづくりセンター）</p> <p>分譲マンションに係る専門相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区市の相談窓口で受け付けた相談のうち、専門家による対応が必要と判断されたものについて、都において専門的な相談として対応 <p>マンション改良工事助成事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融支援機構の融資を受け、マンションの共用部分の修繕・改良工事を行う管理組合等に対し、利子補給を行う。 <p>マンションの建替えの円滑化等に関する法律に基づくマンション建替事業に係る認可事務及び証明事務</p> <p>建替えに伴い仮住まいを探している管理組合・建替組合に対し、その求めに応じて、UR賃貸住宅、JKK賃貸住宅、都民住宅、高優賃等の空室情報を提供</p> <p>都市居住再生促進事業（マンション建替えタイプ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定要件を充たすマンションの建替えの事業経費の一部について補助。 <p>東京都優良マンション登録表示制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の性能と管理の両面から一定の水準を確保している分譲マンションを、優良マンションとして認定・登録し、広く都民へ情報提供 <p>東京都マンション耐震化促進事業の実施（区市町村が実施するマンションの耐震化事業に対する補助）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震アドバイザー派遣事業、耐震診断助成事業、耐震改修助成事業 	
見通し 今後の	上記施策の着実な実施	
問い合わせ先	都市整備局 住宅政策推進部 マンション課	電話 03-5320-5004